

令和2年度（2020年度）第2回 箕面市立図書館協議会（書面開催）にて報告した案件について、各委員からいただいた意見及びそれに対する図書館の考え方を付したもの

【委員からの意見】

○報告1 第1回箕面市立図書館協議会 意見集約及び図書館の考え方について

- （1）訂正ではありませんが、一方通行的な感は否めません。（例 Zoomを使用しているオンラインによる対面朗読は始まっていますか？）。
- （2）訂正ではありません。ただ意見集約したものに対しての一方的な回答で、双方でのやりとりができない分、議論に深まりがないのは残念です。

→ご意見に対する図書館としての考え方

Zoomによるオンライン対面朗読は、利用希望のかたに、11月10日から行っております。
第2回目も書面開催となり、議論できない点についての課題は残りました。このような状況の中ではありますが、図書館運営において新たな事業が続きますので中止とするよりは開催し、ご意見をいただきたいと考えたものです。いただいたご意見は今後の図書館運営にいかして参ります。今後ともご協力をお願いします。

○報告2 令和2年度版（令和元年度統計）箕面市立図書館概要について

- （1）登録者数・率・など3月6日からの臨時休館を考慮しても横ばいの数字。打開策があればと思いました。イベントや講座と連動する仕掛けなどもされたらどうかと思います。（3ページ）

→ご意見に対する図書館としての考え方

今後は電子書籍の導入に伴い、今まであまり図書館を利用していない年齢層や来館が困難なかたなどの新規登録、図書館利用を控えていたかたの利用が戻ってくることなどを期待しているところです。来館者の増加を目的としたイベントや講座の開催は、新型コロナウイルスの感染拡大の状況改善が必要と考えております。現状では電子書籍や図書等の利用状況に基づき引き続き、魅力ある蔵書の充実、利便性の向上に努めてまいります。

○報告3 電子図書館の導入について

- (1) 各家庭のネット環境や学校にあるタブレット（一人一台）との連動はできるのでしょうか。

→ご意見に対する図書館としての考え方

インターネット接続されたパソコン、スマートフォンやタブレット端末があれば、どこでも電子図書館は利用可能です。学校で利用するタブレット端末は学校の授業の一環で利用するものであるため、閲覧できるサイトを限定しますが、電子図書館の閲覧を許可する設定にしてもらえば学校でも利用が可能です。ただし、現時点では利用できる電子書籍のタイトル数もまだ限られるため、学校での利用については、学校でのタブレット端末の利用状況と電子書籍の利用状況などをみながら、今後調整していきます。

- (2) IDとパスワードを取得するために来館する必要があると思われるが、新型コロナウイルスの感染拡大予防を図る目的での導入ということであれば、郵送など、来館せずに電子図書館を利用開始できるようにするのが望ましい。

→ご意見に対する図書館としての考え方

できるだけ電子書籍の利用のために来館いただくなくても利用開始できるように、発行済みの貸出券とウェブサービス用のパスワードを電子図書館でも利用できる連携版の導入を行いました。また、パスワードを忘れられた場合の手続きは、今まで図書館に来館か電話で申請いただき、職員が登録パスワードの削除を行う必要がありましたが、利用者が直接ウェブから再登録できるように改修を行いました。

IDとなる貸出券をお持ちでないかたは、ご指摘のとおり、一度はご来館いただく必要があります。郵送での申請の場合は本人確認のための書類も郵送いただく必要があり、何を送付いただくかなどの整理が必要であると考えております。すでに郵送での申請を受け付けている他市の事例なども参考に、検討します。

- (3) 継続のための財源確保について、利用者からわずかな対価を徴収すればいい、という考え方もあると思う（有料化）。受益者負担とし、利用しない人との公平を図ると良い。

→ご意見に対する図書館としての考え方

図書館資料の利用については、図書館法第17条で「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」と規定されており、電子書籍及びオーディオブックにあたる「電磁的記録」が図書館法第3条で図書館資料として規定されているため、電子図書館の利用についても対価を徴収することが法律上できないようになっています。

- (4-1) 基本的には賛成ですが、現在の利用者のうち、このオーディオ化についてい

ける方がどのくらいいらっしゃるかです。まず受け手側の環境がどのくらい利用できる環境にあるかです。パソコンもなく、スマホも利用していない方々についてはどうなのでしょう。「5 移動図書館の廃止」の問題とも関連してくるところがありますが、紙媒体の良さを改めて考えています。本は手に取り、表現を見て、中の字の大きさ、書き様に魅せられ読みたくなることも有ると思います。ましてや子どもだったら尚更でしょうか。本のぬくもりを感じつつ同じところを何回も繰って確認して、読み進める等々、色々と考えてしまいます。世の中はデジタル化へと進む中、それも大事ですが、この恩恵を受けられない方々もいらっしゃることも考え合わせ、そういうことへの対策・工夫・手立ても考えていただければと思います。

(4-2) 全容がわかりづらいので、申し訳ありません。視覚や聴覚に障害のある方の利用も考えられていますか。

→ご意見に対する図書館としての考え方

受け手側の環境についてですが、市の調査はありませんが、総務省の令和2年版の情報通信白書によりますと、インターネットの個人利用率は全体で約9割となっており、60歳代以上の利用率も上昇しています。同白書によりますと、大阪府の利用率は約94%でそのうちスマートフォンでの利用率が約70%となっています。このような利用状況の中で、特に障害のあるかたや高齢のかたにインターネットにより情報を得て活用をいただくことも重要と考えております。デジタル活用が苦手な利用者のかたには、図書館カウンターや移動図書館巡回時に活用方法をお伝えするなかで必要な支援を検討し、活字読書困難なかたへの利用促進もあわせてはかっていきたいと考えています。

情報技術の発展により、デジタル化が進展する中、図書館においても、今後紙の図書と電子書籍の両方をバランスよく確保していく必要があると考えています。しかし、図書館の紙の図書が全て電子書籍に置き換わっていくことを想定しているわけではなく、図書館に来館されても、来館されなくても、読書を楽しんでいただける環境作りを目指して、今後も多様な読書機会の充実に努めてまいります。

障害があるかたへの対応としては、音声読み上げを利用されているかたが利用しやすいように、電子図書館システムにはテキスト版も用意しています。全てではないですが、文字の拡大や読み上げに対応する電子書籍もあり、今後対応する書籍が増加すると、より多くのかたにとって利用しやすくなることが期待できます。オーディオブックは視覚障害のかた、活字の読書が苦手なかた、困難なかたにも利用しやすく、読書機会の拡大を図る手段の一つとして、利用できるタイトル数も多いので、さまざまなかたに利用いただきたいと考えています。

(4-3) 24時間提供でき、紛失・摩耗がないなどのメリットもある反面、電子書籍は特に2年間の貸借でペイできるのか気になりました。著作権の問題もあり、1,000タイトルがどれだけ魅力のあるものなのかも現時点では不明なので何とも言えませんが。電子書籍のデメリットとしてコンテンツ不足と品揃えの偏りがよく挙げられるが、コロナの関係で解消されていることを願っています。利用方法については丁寧にしてください。とはいえ、端末やWi-Fi環境が必要ですので誰でも簡単に利用できるわけではないと思います。図書館の市民サービスとしては、電子書籍の利用は市民におしなべて公平に受けられるものではないという一面もあると思います。オーディオブックは特に視覚障害がある方にとって利用しやすいと思われます。電子・オーディオとも児童向けのコンテンツについては、導入することによって親子の読み聞かせの機会が減少する可能性もあることから、絵本等の導入については慎重にしていきたいと思います。反対に親子のふれ合いが増えるコンテンツを選定してほしいと思います。

(5) Maruzen eBook(丸善雄松堂)、Kinoden(紀伊國屋書店)などの電子書籍システムを導入する図書館も増加しています。生涯学習を支援する公共図書館は、学びのコンテンツである電子書籍に関しても積極的に取り組むべきだと考えます。

但し、印刷媒体としての書籍と異なり、データでしか扱うことができないため、システム変更や、電子書籍の仕様が変わった場合の移行経費も出てくるかと思います。一時的な予算措置でのみ導入すると、後日コンテンツを更新できないとか、改めて契約できずに、利用可能であったコンテンツも利用できなくなってしまうなど、トラブルになる可能性もあると思います。

また、電子書籍が一企業によって扱い等が左右されている現状を考えると、価格の設定や、他者への業務委譲等によって、将来の図書館サービス計画が変わってくるかもしれません。(大学における電子学術雑誌の高騰問題はその象徴なのではないでしょうか)。最低でも20年、契約満了後も利用できていた電子書籍は利用可とするなど、細かな設定が大切だと思います。

あと個人的な希望で恐縮ですが、電子書籍のコンテンツに関し、小説等の読み物も大切ですが、電子教科書のように、小中高大で学ぶ内容(教材として利用できる内容)に関連したコンテンツも重視していきたいです。

→ご意見に対する図書館としての考え方

現時点では、市販されているものに比べて図書館で利用できる電子書籍は限定されていますが、感染拡大予防のため、今後電子図書館やオーディオブックの導入がさらに増加し、電子化される書籍が増えると、図書館で利用できるものも増えてくることが期待されます。

また、図書館で利用いただく電子書籍はウェブ上で閲覧いただくもので、ダウンロードして利用するものでないところが個人で購入される場合とは異なるところです。このため、通信環境は必要ですが、閲覧のためのソフトが不要であるため、今まで利用したことがなかったかたも比較的アクセスしやすいのではないかと思います。

蔵書としての電子書籍のメリットのひとつとして、今まで入手先が限定され、システム登録にかかるデータ作成費用が高額で購入が難しかった洋書が和書に比べて比較的安価で入手できるということがあります。今まで要望はありながら所蔵の無かった英語の多読用の図書なども購入できましたので、家庭での語学学習に活用いただけるのではないかと考えています。

図書館で購入できる電子書籍は貸出回数あるいは利用期間に制限があるものが多く、おおむね2年以内の利用となります。紙の図書と異なり、長期間保存するというよりは、短期間の利用の権利を購入するという考え方になります。教材としての活用という意味では、学校でタブレット端末の活用が進んでいることを考えると、今後電子書籍の活用も考えられますが、学校内に限定して複数人の利用を行う学校図書館向けのもの、公共図書館で不特定多数の利用を前提としたものとは利用条件も異なりますので、公共図書館では基本的には家庭学習用のものなど個人利用を前提として提供していくこととなります。

○報告4 豊能町との図書館の相互利用（試行）について

- (1) 進めてください。
- (2) 相互利用について箕面市民が豊能町立図書館を利用されている利用者数と貸出冊数が年々増えているので、あっても良いかと思います。
- (3) 利用者の利便性が上がることから、前向きに取り組むべきだと考えます。
将来的には、豊能町立図書館と、箕面市立図書館とで協調しながら選書等を実施し、購入資料の重複を避けながら(住み分け)、両図書館が多様な資料を所蔵できるような収集ポリシーの作成に繋がっていけばよいのではないかと考えます。
- (4) 止々呂美地区のかたは、箕面市内の図書館よりも利便性があるということで利用が増加しているのだらうと推測します。ただ箕面の側が良くても先方がどう思われるか、メリットがあるのかという点で、そこは行政間でご相談いただければと思います。

→ご意見に対する図書館としての考え方

相互利用実施により利用者の利便性の向上はもちろん、豊能町立図書館では利用者増により図書館の活性化につながることや、図書館間での連携協力の強化につながることもメリットと考えていただいています。試行期間中に課題がないか確認するとともに、連携の強化もはかりながら本格実施をめざします。

○報告5 移動図書館の廃止について

- (1) 4) が充実し、利用しやすくすることとあわせて考えていくことが良いと思う。特に北部4か所については、箕面市の図書館利用ではなく、豊能町の図書館利用を念頭におかれているようですので、市民にとってより利用しやすいように検討してください。
- (2) 移動図書館を利用することを楽しみにしている方々がいらっしゃると思いますが、年々減少し経費もかかるのであれば仕方ないかもしれません。
- (3) 利用者数が減っていく中で運営の大変さも見えてきます。現在利用されている方や地域（図書館から遠い方、遠くはないけどこちらの方が利用しやすい等々）を考える時、令和4年度までに段階的に考えて行かれるようですが、移動図書館でないと利用できない、図書館サービスを受けられない方々のことを考え、廃止には意見としては消極的です。今までの様にできなくても、古い車を利用したり、回数を減らす、また4)の提案の相互利用を考える時、豊能町との予算も組み合わせ（豊能町へサービスもしなければなりません）たりして、運営できるといいなあと思いますが・・・。
現在利用されている方の声としてはどうなのでしょう。
- (4) 利用者数の推移を見る限り、廃止はやむを得ないと思うが、住宅や公園に駐車している現状が疑問である。他市では病院や福祉施設を巡回しているところもある。箕面市における潜在的な需要を精査してから結論を出した方が良いと思う。例えば保育園へ行けば（夕方の時間帯）喜ぶ母親は多いと思う。
- (5) 反対。拙速すぎます。利用者数・冊数のみで判断すべきではないと思います。現在のステーションは最寄りの図書館から2～3キロほど離れた場所にあるかと思います。一足遠くて、利用しにくい方が利用されているのではないのでしょうか。

止々呂美地区の代替として豊能町との相互利用を、と考えておられるようですが、車がなければ利用しにくいのではないのでしょうか。小学校の図書館見学でも豊能町の図書館を利用とありますが、どういう交通手段で移動されたのでしょうか。子どもだけで徒歩もしくは自転車で行ける場所にあればいいのですが。それにしてもそもそも論で言えば、校区外に子どもだけで行くことは禁止されていると思いますので、子どもだけの利用は難しいと思われます。

とにかく居住する地域・生活環境にかかわらず市民サービスは公平に提供されるべきですし、図書館サービスもその1つだと思っています。

実質貸出密度は資料にはありませんが、42冊となり、積み込める本が限られている中で、有効利用されているのではないかと思います。

(実質貸出密度……貸出冊数(12,739冊)÷実利用者数(302人)≒42冊)

(6) 利用頻度の低下が5)の検討の主たる原因だと思いますが、移動図書館の本来の意味は図書館へのアクセスが困難な人々へのサービス、および図書等による学習支援への貢献だと思います。別途、経費も含め、検討してきた結果だとは思いますが、本当になくしてもいいのか、活用方法によっては活かせるところがあるのではないかと疑問に思います。

(以下、箕面市の状況を考慮しないまま、思いつきの意見として提示してみました。あくまでもアイデアの域です。)

- ・児童養護施設・病院(院内教室)などへ出向き、学習支援プログラムを実施する
- ・高齢者サービスの視点で、介護施設・高齢者の多い集落へ出向き、交流の場として利用する(独居老人の安否確認)。
- ・箕面市が実施する屋外イベントへ出向き、ライブラリカフェを展開する
- ・ほか(これまでのステーション以外で、必要とされそうなエリアとサービス対象を再検討)

→ご意見に対する図書館としての考え方

まず、図書館として移動図書館の存在意義を否定しているものではありません。活用する方法もさまざまにあるとは思われますが、現在利用している移動図書館車両は購入から15年が経過しており、更新を検討すべき時期を迎えています。また、経常経費を増加させることなく時代に応じた図書館サービスを出来るだけ提供していく必要があると考えております。

このことをふまえて、現在の移動図書館の利用状況と移動図書館車の維持経費、豊能町との新たな相互協力の実現がはかれる見込みと現在の箕面市民の豊能町立図書館の利用状況、電子書籍及びオーディオブックの利用見込みと必要経費に基づき、移動図書館の廃止はやむをえないと考えたものです。移動図書館をご利用のかたには、巡回時などを利用して電子書籍・オーディオブックの使い方などもあわせて丁寧にご説明していきます。

なお、とどろみの森学園から豊能町立図書館へは教師が引率のうえ徒歩で移動していると聞いております。